

平成21年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会審議結果について

平成21年5月26日
相楽郡広域事務組合

平成21年第1回相楽郡広域事務組合議会臨時会が、5月25日(月)に相楽会館会議室において会期1日間で開催されました。

今臨時会では、議長及び副議長の選挙が行われ、地方自治法の規定による指名推選で議長に南山城村議会の北 猛議員が、副議長に木津川市議会の中野重高議員がそれぞれ当選されました。

また、欠員となっていました議会運営委員会委員に木津川市議会の中野 重高議員、同、山本 喜章議員、精華町議会の杉浦 正省議員が選任され、正副委員長の互選の結果、委員長に南山城村議会の青山まり子議員が、副委員長に木津川市議会の山本 喜章議員がそれぞれ選任されました。

相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件など5件の議案が上程されましたが、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決・同意されました。

提出議案

議案番号	件 名	提案理由・概要	議決結果
議案第6号	相楽郡広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件	本組合職員の給与は、国家公務員に準拠していますことから、去る5月1日に人事院勧告がなされ、平成21年6月期の期末・勤勉手当に関する特例措置として、支給月数を2.15月から0.2月減額し、1.95月分とするものです。	可決 (賛成多数)
議案第7号	京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び京都府市町村職員退職手当組合同約の変更の件	京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体のうち、相楽郡笠置町南山城村中学校組合が解散したことに伴い、京都府市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少させることについて地方自治法第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものです。	可決 (全会一致)
同意第1号	相楽郡広域事務組合監査委員(識見委員)の選任の件	相楽郡広域事務組合監査委員 新 義輝氏が、一身上の都合により、平成21年3月31日をもって辞職されたため、その後任に高見 進氏(笠置町)を選任するものです。	同意 (全会一致)
同意第2号	相楽郡広域事務組合監査委員(議選委員)の選任の件	議員のうちから選任する監査委員として杉浦 正省氏(精華町議会)を選任するものです。	同意 (全会一致)

同意 第 3 号	相楽郡広域事務組合公平委員会委員の選任の件	相楽郡広域事務組合公平委員会委員小西 利昭氏が、一身上の都合により、平成 2 1 年 3 月 3 1 日をもって辞職されたため、その後任に谷中 憲二氏(精華町)を選任するものです。	同意 (全会一致)
-------------	-----------------------	--	--------------